

平成 24 年度事業計画書

〔基本方針〕

全国規模の公益法人制度改革により抜本的かつ体系的な見直しを行うこととなった当法人でございますが、平成 24 年 3 月 19 日付にて公益社団法人として認定され、くる平成 24 年 4 月 1 日付において、社団法人今治地方国立公園協会から公益社団法人今治地方観光協会として名称変更し設立されることとなっております。今後も皆様方と共に発展的に事業推進することと致します。

一昨年起きた東日本大震災から 1 年が過ぎました。全国の様々な分野で多大な影響が生じ、自粛等、観光に関しても、直接の被害があった地域だけでなく、それ以外の観光地においても旅行者が著しく減少するなど、各地域にとって深刻な状況が続いておりましたが、今こそ、我々に根付く「助け合いの精神」を発展的に発揮していかなければなりません。

当地方においても大なり小なりの温かい支援や活動が数多く、多様な手段で行われております。もう一度、初心に返り、瀬戸内海国立公園をはじめとする今治地方における観光相談や、最新の観光に関する地域情報の収集に積極的に対応し、瀬戸内海国立公園をはじめとする景勝地、休養地などの保全・美化活動・利用推進に励むとともに、当地方の先人によって守られてきた貴重な観光資源を幅広く提供していこうと考えます。

また、今後も自然や景観、歴史と文化を継承する市民との協働のまちづくりを推進し、住民が誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会の実現をめざし、旅行振興を図り、観光・交通関係業界と連携して、より効果的に各種事業の推進に努めて参ります。

第 1 観光資源活用事業

1 趣旨・目的

瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る事業であって、観光ブランドの創出、観光商品の企画調査、体験・交流・学習促進、伝統文化の保存・活用の振興をめざすことを目的とする。

2 事業内訳

(1) 観光写真コンテスト事業

今治地方を代表する瀬戸内海国立公園の多島美、歩いても自転車でも渡れる特性をもったしまなみ海道の人工美、継ぎ獅子などの伝統芸能など当地方の数々の観光資源を内外にアピールして観光客の誘致を目的として実施し、当該事業の開催にあわせてプロの写真家による写真教室など単にコンテストを実施するのではなく、当地方の資源を守っていくことの大切さについても学習する機会を確保し展開する。

ア 事業内容

(ア) 作品募集

a 応募期間 平成 24 年 6 月 4 日（月）～平成 25 年 2 月 28 日（木）

- b 応募資格 応募資格に制限なし・無料
- c 募集方法 当法人公式ホームページ等により紹介

(イ) 公開審査

- a 日 時 平成 25 年 3 月 16 日 (土)
- b 参加資格 制限なし・無料
- c 場 所 (財)今治地域地場産業振興センター 4 F 第一研修室
- d 審査員 プロ写真家 神吉 猛 氏 (日本写真家協会員)
- e 審査料 無料
- f 募集方法 当法人公式ホームページ等において紹介

(ウ) 写真教室 (撮影会予定)

- a 日 時 平成 25 年 3 月 17 日 (日)
- b 場 所 今治周辺地域予定
- c 参加料 無料 (但し、体験料・昼食料等は自己負担)
- d 募集方法 当法人公式ホームページ等において紹介 (参加資格に制限なし)

(2) 姉妹都市交流事業

今治市との姉妹都市である広島県尾道市との交流事業により、それぞれのまちが持つ種々の地域資源を実際に体験・学習し、その資源の活かし方や保存の方法また、観光客を迎えるためのおもてなしなど相互の情報交換や意見交換を行い、更なる交流の促進につなげるほか、それぞれの地域の魅力アップを図ることを目的として実施する。

ア 事業内容

- (ア) 日 時 平成 24 年 11 月下旬～12 月初旬間予定
- (イ) 場 所 愛媛県今治市
- (ウ) 募集方法 当法人公式ホームページ等により応募 (参加資格に制限なし)

(3) 観光レンタサイクル事業

当地方の“しまなみ海道”が歩いて自転車でも渡れるという地域特性を活かした自転車のまちづくりの推進と瀬戸内海国立公園をはじめとした当地方の環境保全を目指して、旅館・ホテル同業組合に自転車を無償で貸与し、観光客 (宿泊客) に地球環境の保全意識の高揚とともに自転車を通じて観光ブランドの創出を図り観光客の誘致を目的として実施する。

ア 事業内容

- (ア) 日 時 通年
- (イ) 場 所 今治地方における旅館・ホテル同業組合加盟 24 施設
- (ウ) 利用方法 宿泊者の希望者に無料で貸し出しする。
- (エ) 周知方法 当法人公式ホームページ等により紹介 (参加資格に制限なし)

(4) 伝統文化保存活用事業

当地方の主要な観光資源である伝統文化行事の更なる発展と次代を担う子供たちに対する学習の機会を確保し、有効な観光資源として継承することを通じ、観光客を誘致することにより今治地方の文化の向上を図るため事業を行うとともに、各地域で積極的に活動する伝統行事伝承団体に対し、交付金を交付する事業を実施する。

ア 直営事業内容

(ア) 島四国八十八ヶ寺巡り

- a 日 時 平成 24 年 5 月 27 日、9～3 月間に三回予定
- b 場 所 大島全域（今治市吉海町、今治市宮窪町）
- c 参 加 料 無料（参加資格の制限なし）
- d 周知方法 当法人公式ホームページにより紹介

(イ) 半島四国八十八ヶ所巡り

- a 日 時 平成 24 年 4 月 9 日～11 日（三日間）予定
- b 場 所 今治市波方町宮崎地区
- c 参 加 料 無料（参加資格の制限なし）
- d 周知方法 当法人公式ホームページにより紹介

(ウ) 大山祇神社ポスターの作成及び駅貼り広告ほか

- a ポスター作成予定 1,000 枚予定
- b 駅 貼 り 検討中
- c 周知方法 当法人公式ホームページにより周知

(エ) 村上水軍根拠地である水軍レース広告及び能島桜祭り

- a 日 時 平成 24 年 4 月 7 日～8 日（二日間）予定、7 月下旬予定
- b 場 所 能島
- c 参 加 料 無料（参加資格の制限なし）
- d 周知方法 当法人公式ホームページにより周知

イ 交付金交付事業内容

(ア) 交付要綱の公開と募集

当法人における交付金交付要綱により当法人が交付金を交付する目的や対象事業を規定し、当法人公式ホームページに掲載することにより申請者を募集する。

(イ) 交付対象団体等

地域資源である伝統文化、伝統芸能等を継承し、文化活動の保存に取り組むことを図る法人その他の団体

(ウ) 交付対象事業

地域の特性を生かした魅力ある伝統文化などを図る事業であって、保存・活用、観光に関する事業

- a お供馬の走り込み・庭造り
- b 産須奈大祭（秋の大祭）

第 2 観光資源保全事業

1 趣旨・目的

瀬戸内海国立公園における観光資源の環境及び良好な自然景観の保全、育成、美しく風格ある景観の創出、潤いある豊かな生活環境の創造、観光地の美化及び浄化、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

2 事業内訳

(1) 国立公園保全事業

今治地方における瀬戸内海国立公園その他自然公園や景勝地、休養地等の環境を保全・保護また、活用していくために、地域住民と一緒に自然環境を守り育てる美化活動を実施してきた。この様な活動を通じて安全で安心な環境が守られ瀬戸内海国立公園等の利用が促進されることで、当地方の住民が郷土への愛着や誇りを持つよう国立公園保全事業を推進するものである。

ア 事業内容

(ア) 期 間 通年

※特に毎年7月の夏場から2月の冬場までの期間は、清掃活動強化期間として設定

(イ) 対象事業

今治地方における瀬戸内海国立公園内等のゴミ等の廃棄物の収集と処分

(ウ) 対象地域

a 瀬戸内海国立公園環境省所管地（今治市）

近見山、休暇村周辺

b 今治市

馬島、小島、糸山、唐子浜、波止浜公園、笠松山、塔の峰・大角鼻、鳶ガラス、火内鼻、能島・鶴島、開山、宝股山、鼻栗瀬戸、鷲ヶ頭山、台海岸、観音崎

b 上島町

積善山、弓削商船付近

イ 周知方法 当法人公式ホームページにより周知(参加資格に制限なし)

(2) 唐子浜保全事業

日本の渚百選に選ばれた桜井海岸の中心である貴重な白砂青松の海浜「唐子浜」を、地域住民とともに海岸清掃や松林の保全・育成を行い、海水浴をはじめとする利用者が気持ちよく利用できる唐子浜の環境を保全する事業である。

また、当唐子浜地区には、かつて瀬戸内海で活躍した灯台が移築されているほか、当法人の所有する灯台守たちの退息所を「海の子の家」として保存しています。今や美しい桜井海岸の風景のひとつとして認知されているほか、海水浴客やイベントの際の休息所として開放しています。

ア 事業内容（年間を通じて実施）

(ア) 受託者 地域住民で組織する地元団体

※当協会と協働で事業を実施

(イ) 期 間 通年

(ウ) 業務内容

a 唐子浜地区の清掃活動

(a) 草刈り、清掃など

(b) 地域の保全管理のための水道水の確保

b 海水浴客のための環境整備活動

(a) 今治市が設置する海水浴用の唐子浜仮設トイレの清掃

- (b) 7月から8月までの海水浴シーズンの間、仮設シャワーの設置と清掃
- (c) 海水浴客用駐車場の開設（無料）
- (d) 水質検査（専門機関に依頼）
- c 松林の保全管理活動
 - (a) 唐子浜に植栽されたクロマツを中心とした松林の管理に必要な灌水、消毒、施肥、除草及び補植を行い育成・保護
- d 海の子の家の開放と管理活動
 - (a) 施設の維持管理
 - (b) 利用客への貸出管理
 - (c) 施設にかかる歴史等の紹介

第3 観光宣伝紹介事業

1 趣旨・目的

瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源に関する情報の収集及び提供を推進する事業であって、観光情報のデータベース化及びネットワーク化、観光宣伝媒体の製作及び管理、フィルムコミッションの運営その他市内への集客機能を強化する事業を目的とする。

2 事業内訳

(1) ホームページ運営事業

観光に関する情報の収集及び提供・ネット上での案内を推進する事業であって、情報のデータベース化及びネットワーク化、最新の観光情報、イベント情報、美しい景観情報などを掲載し、今治地方の情報を内外に宣伝・紹介し、不特定多数の観光客等の誘致を図ることを目的として実施する。

ア 事業内容

瀬戸内海国立公園をはじめとする今治地方における観光資源（イベント・地元お祭り・グルメ・交通アクセス・宿泊情報等）の地域情報を収集し、観光客等が安心して利用できるよう情報の提供を年間を通じて公開。

※公式ホームページアドレス <http://www.oideya.gr.jp/>

(2) フィルムコミッション推進事業

映画やテレビ、雑誌等様々なメディアにより当地方の様々な資源等の情報が紹介されることで、当地方の観光客誘致に大きく貢献できるほか、実際、当地方において撮影が行われることから、当地方の経済振興にも大きく寄与できるものである。そのため、撮影に関する一元的な窓口を担いロケーション情報の提供や関係する機関との調整等を行い当地方でのメディアの誘致を図る事業を実施する。

ア 事業内容

- (ア) 当法人公式ホームページ上で観光資源の情報提供
- (イ) 今治地方の公共施設の撮影に関する各種相談及び情報提供
- (ウ) 警察、消防への撮影許可に関する各種相談及び情報提供
- (エ) ロケ地や民間事業者等への相談協力要請

- (オ) 民間施設に関する撮影許可申請受付相談及び調整
- (カ) エキストラボランティアの相談、募集及び情報提供
- (キ) その他撮影に関する各種相談

(3) 観光刊行物配布事業

観光写真コンテスト事業において応募のあった作品をデジタルデータ化し、その素材をもとに地域の観光資源の写しだされたカレンダー等を作成し、行政機関、旅館、ホテル、旅行代理店、観光関連事業者へ無料配布し、当法人公式ホームページ等により地域情報の紹介と宣伝をかねて観光客の誘致を図る事業を実施する。

(4) 観光パンフレット作成事業

当地方における様々な観光資源や交通機関情報を紹介する一元的な観光パンフレットを作成し、不特定多数の観光客や旅行代理店等へ無料でパンフレットを提供することによって、観光客等の誘致に取り組む事業を実施する。

ア 事業内容

(ア) パンフレット作成

a 島しょ部パンフレット

日本語版・英語版・韓国語版・中国語版予定

b 陸地部パンフレット

日本語版・英語版・韓国語版・中国語版予定

(5) 観光広告宣伝事業

当地方におけるイベント情報、地域伝統文化行事などのタイムリーな情報を広くマスコミ関係者へ提供し、効果的に広報宣伝することにより、不特定多数の観光客を当地方の誘致を図る事業を実施する。

(6) 観光案内施設等の運営事業

県・市等の行政の観光セクションとも連携し、当地方における総合的な情報を収集し、観光客の利用目的及びニーズを踏まえた紹介をし、積極的な情報提供を行う。

また、観光案内において観光客の苦情処理等への積極的な対応を行う事業で、県内外からの電話、メール、郵便、窓口案内などにより観光相談や観光情報を提供し、観光客の誘致を図る事業を実施する。

(7) 観光キャンペーン事業

行政及び民間団体で構成する瀬戸内しまなみ海道振興協議会、四国ツーリズム創造機構、四国観光立県推進協議会等で実施する主要都市での観光PR街頭イベント、マスメディアへのプロモートなどに当法人としても積極的に参加し、シティセールスに努め、広く誘客促進を図る事業を実施し当法人公式ホームページにおいて周知する。

第4 観光客誘致事業

1 趣旨・目的

瀬戸内海国立公園をはじめとする今治地方における観光客の利便の増進及び観光客に対する接遇の向上を図り、観光地への移動の円滑化、観光の意義に対する理解

の増進を振興する事業である。

2 事業内訳

(1) 観光セミナー開催事業（隔年）

市内の観光事業者等を対象として、観光客の動向やニーズまた、地域をあげた誘致のためのまちづくりのあり方等、様々な活動の実績のある講師を招聘し、地域住民との協働による事業の推進を図るための学習機会を提供する事業である。

ア 周知方法 当法人公式ホームページ等により周知(参加資格に制限なし)

(2) 観光ボランティアガイド養成事業

市内で活動する今治地方観光ボランティアガイドの会等の活動を積極的に支援するために、ガイド知識習得のための郷土今治地方の歴史や文化等の学習研修を行ったり、ガイド技術向上のための交流会への参加機会を提供する。また、これらの事業を通じて観光ボランティアガイドが地域の資源を案内及び紹介するシステムを確立し、社会における観光ボランティアガイドの役割の向上を目指す。

ア 周知方法 当法人公式ホームページ等により周知(参加資格に制限なし)

(3) 観光周遊バス事業

当地方の主要な観光資源である瀬戸内海国立公園の多島美・景観・歴史などの更なる発展と観光客の観光地への移動の円滑化の機会を確保し、観光周遊バス事業を実施する旅行代理店等に対して、交付金の交付を行い観光客の誘致と利便性の向上を図る事業を実施する。

ア 事業内容

(ア) 交付要綱の公開と募集

当法人交付金交付要綱により当法人が交付金を交付する目的や対象事業を規定し、当法人公式ホームページに掲載することにより申請者を募集する。

(イ) 交付対象団体等

瀬戸内海国立公園をはじめしまなみ海道その他自然公園など広域的なバス定期路線等を活用でき、遠来者や利用客に対し、移動の円滑化を図る法人その他の団体

(ウ) 交付対象事業

観光旅行者、遠来者の利便の増進及び接遇の向上を図る事業であって、観光地への移動の円滑化、利便性の増進を図る事業

a 観光周遊バス事業

(4) 地域功労者表彰事業

当地方における観光関係者、伝統芸能等の保全育成に資する団体及び個人、企業などを表彰することで、当地方における観光事業の振興及び資質の向上を図ることを目的とした事業を実施する。

ア 周知方法 当法人公式ホームページにより周知

第5 その他事業

1 趣旨・目的

当法人の目的を達成するために関係機関や団体、また行事や取組みに対し支援等を行うもの。

(1) 各種団体等に対する会費等負担

- (ア) 今治市民のまつりおんまく祭り
- (イ) 瀬戸内しまなみ海道振興協議会
- (ウ) 特定非営利活動法人ジャパンフィルムコミッション
- (エ) 島四国霊場会
- (オ) 財団法人緑の地球防衛基金
- (カ) 愛媛県自然保護協会
- (キ) 社団法人愛媛県観光物産協会
- (ク) 社団法人日本観光振興協会
- (ケ) 今治商工会議所
- (コ) 今治市河野美術館を育てる会
- (サ) 今治市国際交流協会
- (シ) 今治物産協会
- (ス) 財団法人海上保安協会今治支部
- (セ) 特定非営利活動法人しまなみ海道 21 世紀の会
- (ソ) 産官学連携観光産業振興協議会
- (タ) 財団法人愛媛社会保険協会今治支部
- (チ) 今治タオル体操愛好会

(2) 各種行事に対する協賛事業

- (ア) しまなみ海道薪能
- (イ) 今治ジャズタウン
- (ウ) 今治タオル体操コンテスト
- (エ) 今治シティマラソン 2011
- (オ) 少林寺拳法今治大会
- (カ) しまなみカップボーリング大会
- (キ) 今治地区柔剣道大会
- (ク) 今治市民サイクリングラリー大会
- (ケ) 今治市民カッター競技大会
- (コ) 吹揚神社氏子献納例大祭
- (サ) 巖島神社夏季大祭

(3) 各種行事に対する後援事業

- (ア) 瀬戸内しまなみ海道来島海峡大橋サイクリング大会
- (イ) ホット今治 I N 唐子浜
- (ウ) サークル K サンクス C U P ファミリー釣り大会 in しまなみ 他